

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：富山県

1 地域活性化総合特別区域の名称 とやま地域共生型福祉推進特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」を究極の目標とする。

具体的には、障害者の就労の場が拡大することにより、障害者が生き生きと自立した生活を送るとともに、障害者・高齢者の居場所（住まいを含む）が身近な地域に確保されている社会の実現を目指すこととし、あわせて、障害者と高齢者、乳幼児・子ども、健常者との交流が進む中で、相互に人格を尊重する社会の実現を目指す。

② 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：富山型デイサービス事業所における障害者の福祉的就労者（就労継続支援B型支給決定者及び有償ボランティア）数

数値目標（1）：14人（H23年1月現在）→75人（H33年）

評価指標（2）：富山型デイサービス事業所数

数値目標（2）：86箇所（H24年3月現在）→200箇所（H33年）

評価指標（3）：認知症高齢者と居間等の設備を共用する障害者グループホームの入居者数

数値目標（3）：7人（H23年4月現在）→70人（H33年）

3 特定地域活性化事業の名称

地域共生型障害者就労支援事業（規制の特例措置（地域共生型障害者就労支援事業）、別紙2-1）

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」のため、規制の要件緩和等を活用しながら、障害者の雇用・就労に対する選択肢の充実を図り、障害者の多様な働き方を生み出すことにより、職業的自立が困難な障害者の就労の場が確保されるとともに、一般就労への移行が可能となる環境づくりに係る取組を行っていく。

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

特になし

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

・通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入れ

厚生労働省令で定める基準を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由があると判断する場合においては、県又は中核市の条例で要件を規定することにより、利用者の処遇に支障のない範囲で、介護保険法に基づく指定通所介護事業所の静養室を基準該当短期入所生活介護事業所の居室とみなすことが可能であること、また、障害者自立支援法に基づく指定短期入所事業所（空床利用型）については、介護保険法に基づく基準該当短期入所生活介護事業所として必要とされる設備を有することで足りることから、通所介護事業所において、高齢者又は障害者が緊急・短期間の宿泊が必要となった場合、介護保険給付や障害者自立支援給付による短期入所サービスの提供が可能となり、提案が実現することとなった。

・認知症対応型共同生活介護事業所への障害者の受入れ

提案内容については、認知症高齢者と障害者のグループホームの居間や食堂等を共有することで、提案内容を実質的に実現することとなった。

なお、認知症高齢者グループホームの居室を除く設備に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を参酌した上で、市町村の条例で定めることにより、利用者の処遇に支障のない範囲で他のサービスの利用者との設備を共用することが可能である。

・地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大（基準該当事業所への送迎加算の適用）

障害者自立支援対策臨時特例基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により実施される送迎サービスについては、障害者自立支援給付に基づく加算の対象とすることができるとする見解が示され、実現した。

しかし、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、地域により算定基準に格差が生じているとして、都道府県の独自基準による取扱いが廃止された。

別紙 2 - 1 <規制の特例措置（地域共生型障害者就労支援事業）>【1 / 1】

1 特定地域活性化事業の名称

地域共生型障害者就労支援事業（規制の特例措置（地域共生型障害者就労支援事業））

2 当該特別の措置を受けようとする者

特区内において地域共生ホーム（富山型デイサービス）事業を行う特定非営利活動法人等

3 特定地域活性化事業の内容

① 事業概要

地域共生ホーム（富山型デイサービス）事業所において、民間企業での一般就労が困難な障害者に対する就労の場を提供し、障害者が就労支援を受けながらスタッフの一員として事業所の仕事を担うことにより、就労のための訓練を重ね、障害者の自立、就労に導く。

② 事業に関与する主体

地域共生ホーム（富山型デイサービス）事業者

③ 事業が行われる区域

富山県内全域

④ 事業の実施期間

平成 24 年度以降

⑤ 事業により実現される行為や整備される施設等の詳細

地域に密着した小規模な地域共生ホーム（富山型デイサービス）事業所を就労継続支援 B 型事業所や少人数（1～2 人）の障害者を受け入れる就労支援の場（施設外就労先）と位置づけることにより、障害者の多様な働き方が生み出され、職業的自立が困難な障害者の就労の場が身近な場所で確保されるとともに、一般就労への移行が期待される。（別添 I）

⑥ その他

特になし

4 当該特別の措置の内容

① 規制の特例措置の必要性

障害者が住み慣れた身近な地域で生活し続けられるようにするためには、地域に密着した場所において就労の場を確保する必要がある。また、比較的大きい規模の「福祉施設」での訓練に加え、規模の小さい「福祉現場」を訓練・働く場へと展開を図ることで、家族的な雰囲気の間人関係による継続的就労が可能となり、障害者の多様な働き方が生み出されることが期待される。

本県には、平成 5 年から全国に先駆けて県内の民間事業者が取り組んできた地域共生ホーム（富山型デイサービス）がある。これは、高齢者のほか、障害児（者）、乳幼児・児童に対して

支援（ケア）を行う事業形態となっており、この地域共生ホーム（富山型デイサービス）は、厚生労働省においても、次の効果があるとされている。

＜厚生労働省関係課長会議（H24.2）で示された効果＞

- ・子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善や会話の促進という高齢者や障害者への効果
- ・お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける成育面といった児童への効果
- ・地域住民が持ちかけてくる様々な相談に応じる、地域住民の福祉拠点になるという地域への効果

また、上記の効果のほかに、この富山型デイサービスにおいては、障害福祉サービス（生活介護、放課後等デイサービス）の受給者であった障害者が、有償ボランティアとしてスタッフから助言・指導を受けながら、富山型デイサービスの中で役割（配膳、掃除、洗濯など）を果たしている例が多数見られる。本県にある富山型デイサービス事業所においてこのような取組がさらに進めば、地域に身近な場所での障害者の就労の場がこれまで以上に確保でき、障害者の就労機会の拡大につながると考えている。

＜地域共生ホーム（富山型デイサービス）の状況（H24.4 富山県調査）＞

- ・事業所数 86 事業所
- ・有償ボランティアの状況 9 事業所 14 人

このようなことから、小規模であることを特徴の一つとする富山型デイサービス事業所が、就労継続支援 B 型事業の実施主体となり、従来の介護サービスの提供に加え、障害者に対する訓練や働く場として事業展開できるように特例措置を設け、地域に密着した場所における就労の場を拡大していく必要がある。

なお、これらの取組により、特別支援学校卒業後の障害者の進路の選択肢を増やすことにつながるものと考えている。

② 特例措置を適用するために必要な手続等

中心となる富山型デイサービス事業所の運営法人が就労継続支援 B 型事業の実施主体として指定を受けるとともに、県内の他の複数の富山型デイサービス事業所を当該就労継続支援 B 型事業所からの施設外就労先としてグループ化し、それぞれの事業所が少人数（1人以上）の障害者等を受け入れることにより、全体として一定の利用者数を確保し、事業運営を行うこととする。

③ スケジュール

平成 24 年度 事業実施要領の策定、関係機関への通知、就労継続支援 B 型事業所の指定準備、就労希望者の支給決定手続きの準備、事業所指定

平成 25 年度以降 事業開始、事業の安定・円滑化のための調整等

別紙 2-8 <地域において講ずる措置>

1. 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・ NPO 法人に対する支援税制（法人県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税）（H15 年より措置）

法人県民税：収益事業を行わない NPO 法人については、法人県民税均等割の全額を減免。

収益事業を行う NPO 法人については、設立後 3 年以内の赤字事業年度における法人県民税均等割の全額を減免。

不動産取得税：設立後 3 年以内に、不動産を無償で取得した場合の不動産取得税の全額を減免。

自動車取得税：設立後 3 年以内に、自動車が無償で取得した場合の自動車取得税の全額を減免。

自動車税：福祉事業のために使用され、一定の要件を満たす自動車について、自動車税を課税免除。

- ・ 地域共生ホーム全国セミナー開催に対する助成（H15 年より隔年措置）
- ・ 富山型デイサービス整備に対する助成（新築、改修、環境改善、共生型への転換）（H16 年より措置）
- ・ 障害者グループホームの初度設備費に対する助成（H20 年より措置）

2. 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 指定居宅サービス等の事業の基準条例等の制定

従来、厚生労働省令で定められていた施設基準等は、第 2 次地域主権改革一括法により都道府県又は市町村の条例で定めることとされ、「標準」又は「参酌すべき基準」とされている項目については、地域の実情に応じて独自の基準を条例で定めることが可能となった。

このことから、国との協議において実現可能となった「通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入れ」及び「認知症対応型共同生活介護事業所と障害者共同生活援助事業所の設備の共用」について、平成 24 年 12 月に県の指定居宅サービス等の事業の基準条例等に必要な規定を盛り込んだ。

- ・ 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例の制定

障害及び障害者の現状と課題についての理解を深め、障害の有無によって分け隔てられることのない社会づくりに県民を挙げて取り組むため、平成 26 年 12 月に制定した。

3. 地方公共団体等における体制の強化

- ・ H23.4 県厚生部長をトップに総合特区推進プロジェクトチームを編成（厚生部次長、関係 4

課長（厚生企画課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、児童青年家庭課長）

- ・H24.4 総合特区関係課で総合特区推進ワーキンググループを編成（県厚生企画課、障害福祉課、高齢福祉課、児童青年家庭課、地域振興課の各担当者）

4. その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・富山型デイサービスの起業家を育成するための講座の開催（H14年より措置）
- ・富山型デイサービスの職員の資質向上を図る研修の実施（H17年より措置）
- ・富山型デイサービス事業所との意見交換の実施

富山型デイサービス事業者で組織する「富山ケアネットワーク」では、毎月1回定例会を開催し、各事業所が抱える課題等について意見交換するとともに、解決策等を話し合っている。この定例会には、毎回、県の担当者も参加し、意見交換、助言等を行っている。

別添3 特別の措置の適用を受ける主体の特定状況

主体が特定されていない場合

対象事業名	≪地域共生型障害者就労支援事業≫別紙2-1関係
これまでの調整状況	<ul style="list-style-type: none">・平成24年5月25日 多数の富山型デイサービス事業者が参加する「富山ケアネットワーク」に対し、地域共生型障害者就労支援事業に係る国との協議状況等について説明し、意見交換・平成24年5月29日～5月31日 地域協議会の構成員となっている富山型デイサービス事業者に対し、個別に国との協議状況等について説明し、意見交換・平成24年6月20日 「富山ケアネットワーク」の定例会において、就労継続支援B型事業所の仕組みについて説明し、今後の進め方について相談・平成24年8月7日 「平成24年度第1回とやま地域共生型福祉推進特区地域協議会」において、計画内容や今後の国との協議に向けての新規提案事項等について協議・平成24年12月以降 実施要領の策定等に向け、県、富山市及び関係者で協議・平成25年2月15日 事業実施要領の策定（平成25年4月1日施行）・平成25年2月28日 「平成24年度第2回とやま地域共生型福祉推進特区地域協議会」において、事業実施に向けた進捗状況等について報告・平成25年3月以降 事業所指定準備開始（富山市）・平成25年3月29日 事業所指定（富山市）・平成25年度以降 事業開始、事業の安定・円滑化のための調整等
特定する方法	・「富山ケアネットワーク」参加事業者で協議のうえ、就労継続支援B型事業所の指定を受ける事業所、施設外就労先の事業所を決定する。
今後の予定	平成29年度以降 事業の安定・円滑化のための調整等

別添4 関係地方公共団体等の意見の概要

関係地方公共団体又は実施主体名	富山市（福祉保健部 障害福祉課）
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、中核市である富山市は、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する事業所の指定（中核市）や報酬の支払い等で実務を担うため
意見を聴いた日	平成24年5月24日
意見聴取の方法	面談による聞き取り
意見の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・いつから事業がスタートするのか。 ・富山市の負担はどのくらい増えるのか。
意見に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・早ければ、夏から秋にかけて計画の認定がなされ事業開始となる予定である旨説明。 ・新たに事業所の指定を受ける者はごく少数であり、試算によれば、既定の当初予算の範囲内で対応可能であると見込まれる旨を説明。

関係地方公共団体又は実施主体名	富山市、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、魚津市、黒部市、滑川市、砺波市、南砺市、上市町、立山町、入善町、朝日町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年7月5日
意見聴取の方法	聞き取り
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	富山市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、中核市である富山市は、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する事業所の指定（中核市）や報酬の支払い等で実務を担うため
意見を聴いた日	平成24年8月9日、8月13日
意見聴取の方法	面談による聞き取り（9日）、文書による照会・回答（13日）
意見の概要	計画に特に意見はないが、実施にあたっては基準の作成等が必要である。
意見に対する対応	事業実施要領を策定することとしている。

関係地方公共団体又は実施主体名	高岡市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月14日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	射水市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月13日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	氷見市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	小矢部市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	魚津市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	黒部市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月9日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	滑川市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月10日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	砺波市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月15日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	南砺市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	上市町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	立山町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	入善町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月10日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	朝日町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	舟橋村
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成24年8月16日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	富山市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、中核市である富山市は、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する事業所の指定（中核市）や報酬の支払い等で実務を担うため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	高岡市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年11月17日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	魚津市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	氷見市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	滑川市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	黒部市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	砺波市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	小矢部市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	南砺市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	射水市
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	舟橋村
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	上市町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	立山町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年10月31日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	入善町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年11月17日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

関係地方公共団体又は実施主体名	朝日町
当該地方公共団体が関係すると判断する理由	市町村は、地域協議会の構成員ではないが、福祉サービスの実施主体であり、就労継続支援B型事業に関する報酬の支払い等で影響があるため
意見を聴いた日	平成28年12月7日
意見聴取の方法	文書による照会・回答
意見の概要	特になし
意見に対する対応	特になし

別添6 地域協議会の協議の概要

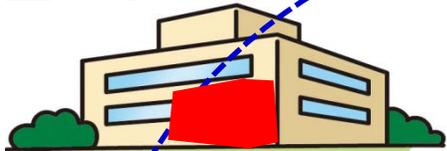
地域協議会の名称	とやま地域共生型福祉推進特区地域協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月16日
地域協議会の構成員	<p>富山ケアネットワーク</p> <p>特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ</p> <p>特定非営利活動法人ふらっと</p> <p>特定非営利活動法人にぎやか</p> <p>特定非営利活動法人ありがた家</p> <p>富山県認知症グループホーム連絡協議会</p> <p>一般社団法人富山県手をつなぐ育成会</p> <p>社会福祉法人にいかわ苑</p> <p>社会福祉法人セーナー苑</p> <p>富山県民間保育連盟</p> <p>社会福祉法人富山県社会福祉協議会</p> <p>富山県</p>
協議を行った日	<p>(第1回) 平成24年7月18日 持ち回り等で個別に協議</p> <p>(第2回) 平成24年8月7日</p> <p>(第3回) 平成25年2月28日</p> <p>(第4回) 平成26年6月4日</p> <p>(第5回) 平成27年6月2日</p> <p>(第6回) 平成28年5月31日</p> <p>(第7回) 平成28年12月26日 書面協議</p>
協議会の意見の概要	<p>(第1回) 特に意見なし</p> <p>(第2回) 特に意見なし</p> <p>(第3回) 地域共生型障害者就労支援事業についての質疑</p> <p>(第4回) 国と地方の協議の状況についての質疑</p> <p>(第5回) 介護・障害福祉の報酬改定を踏まえた今後の対応についての質疑</p> <p>(第6回) 新たな総合特別区域計画についての質疑</p> <p>(第7回) 新たな総合特別区域計画提出の承認</p>
意見に対する対応	<p>(第1回) 特に意見なし</p> <p>(第2回) 特に意見なし</p> <p>(第3回) 特になし</p> <p>(第4回) 特になし</p>

	(第5回) 特になし
	(第6回) 特になし
	(第7回) 特になし

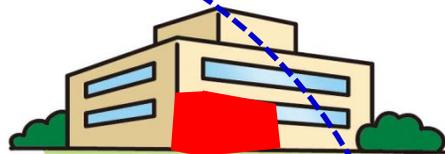
○ 地域共生型障害者就労支援事業(イメージ図)

今回の対応

富山型デイA



富山型デイC



就労継続支援B型事業所
と請負契約(以下同じ)

【就労継続支援B型】

② 1ユニット1名でも可
(H27.4全国展開)

事務所

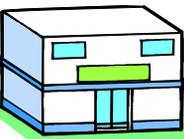


① 全ての利用者が
施設外でも可

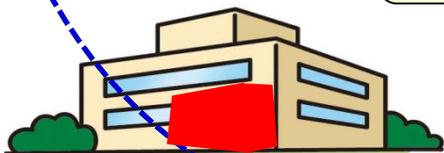
請負契約

③ 専有の設備は
事務所のみで可

請負契約



富山型デイB



富山型デイD



- ① 施設外就労による事業実施が有効であると認められる場合
⇒ **すべての利用者の施設外就労が可能**
- ② 3名以上1ユニットの扱いを、事業の実施に支障がない場合
⇒ **1名1ユニットでも行うことが可能(平成27年4月全国展開)**
- ③ 利用者の支援に支障がない場合⇒ **専有設備は事務所のみ**